



鳥取県公報

平成 20 年 3 月 28 日 (金)
号外第 28 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例 (23) (産業振興戦略総室) . . . 5
	鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例 (24) (労働雇用課) 17
	鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (25) (農業大学校) 18
	鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例 (26) (警察本部警務課) 19
	鳥取県監査委員条例の一部を改正する条例 (27) (監査委員事務局監査第三課) 20
	鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例 (28) (病院局総務課) 22

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県内における企業の立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって県内の経済の活性化に資するため、県内で新たに事務管理事業を行う者に対する補助金を新設する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 県内において、一般事務等の事務管理業務を新たに行う事業について知事の認定を受けた者が、当該事業に伴い新規雇用労働者を10人以上（このうち、事務管理業務に従事するため県外から県内に住所を移転した者は5人以下とする。）雇用して事業を実施する場合、当該事業に係る次に掲げる額を5年間に限り助成する事務管理部門雇用創出事業補助金を新設する。

ア 事業実施期間中に増加した新規雇用労働者（6月を超えて雇用された者に限る。）1人につき50万円

イ 事業の用に供する事業所の賃借料、電気通信役務の提供を受けるのに要する費用の額等の2分の1に相当する額

(2) 製造業を営む中小企業者で、県内に製造業等に係る工場又は事業所（以下「工場等」という。）を設置している者が新たに県内に工場等の新設又は増設を行う事業について、当該事業に係る知事の認定の申請が平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に行われた場合には、当該事業に係る新規雇用労働者数の要件は、5人以上（現行 10人以上）とする。

(3) 事務管理部門雇用創出事業補助金の交付を受けた者は、最初の事務管理部門雇用創出事業の開始の日から10年間継続して事業を営むよう努めなければならない。

(4) 企業立地事業補助金の交付を受けた者が企業立地事業の完了の日から継続して事業を営むよう努めなければならないこととされている期間を、7年間（現行 10年間）に短縮する。

(5) 企業立地事業補助金、情報通信関連雇用事業補助金又は事務管理部門雇用創出事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けた者は、事業を営む期間内（企業立地事業補助金にあっては企業立地事業完了後7年間、情報通信関連雇用事業又は事務管理部門雇用創出事業にあっては10年間で限度とする。）は、毎年、事業に係る雇用状況等の報告を行わなければならない。

(6) 補助金の対象事業の要件となる常時雇用労働者等の定義を明確にする。

(7) その他所要の規定の整備を行う。

(8) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

(1) 労働条件等に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」という。）について、当事者からあっせんの申請があった場合には、知事は、当該申請に係る個別労働関係紛争が他の法令に基づき解決の援助がされたもの等である場合を除き、あっせんを行うものとしている。

(2) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（以下「法」という。）の一部が改正され、労働条件等に関する事項についての短時間労働者と事業主との間の紛争の解決の援助に係る規定が設けられたことに伴い、当該紛争について当事者からあっせんの申請があった場合において、当該申請に係る紛争が法に基づき解決の援助がされたもの等であるときには、知事はあっせんを行わないことができるものとする。

2 条例の概要

(1) 当事者からあっせんの申請があった場合に知事があっせんを行わないことができることとしている個別労働関係紛争を定めた規定に、労働条件等に関する事項についての短時間労働者と事業主との間の紛争について、法に基づき都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしなないことが決定されるまでの間にあるもの又は紛争調整委員会に係属しているもの若しくは調停が成立したものを加える。

(2) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取県立農業大学校（以下「大学校」という。）の学生寮への入寮について、県内外の状況を考慮し、全寮制から許可制に移行することに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 大学校の寮への入寮を許可制とする。

(2) 寮生（現に入寮している者で(1)の許可を受けたとみなされるものを含む。）が次のいずれかに該当すると認めるときは、入寮の許可を取り消すことができる。

ア 学生寮の施設設備を故意にき損したとき。

イ 他の寮生に迷惑を及ぼし、又は学生寮の秩序を乱したとき。

(3) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県警察職員定員条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取自動車道の段階的な供用開始に伴う交通安全体制の確保を図り、もって円滑な警察行政を行うため鳥取県警察職員の定員を増員する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に限り、次の表の左欄に掲げる警察官について、この条例に定める定員に同表の右欄に定める員数を加えて置くことができることとする。

警部補・巡査部長	1人
巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。）	2人

(2) 雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例に基づく警察職員の定員の特例期間が平成20年3月31日に限り終了することに伴い、所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県監査委員条例の一部改正について

1 条例の改正理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、監査委員は、平成20年度から健全化判断比率及び資金不足比率（以下「財政指標」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行うことになったこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次のとおり監査委員の審査に付する書類等の提出期限及び審査期間を定める。

書類等の区分	提出期限	審査期間
財政指標及びその算定の基礎となる事項を記載した書類	翌年度9月10日	審査に付された日から60日以内
基金の運用状況を示す書類	翌年度9月10日	審査に付された日から60日以内

(2) 次のとおり監査委員の審査に付する書類等の提出期限及び審査期間を改める。

書類等の区分	提出期限		審査期間	
	現行	改正後	現行	改正後
決算及び証書類等の書類（地方公営企	翌年度9月30日	翌年度9月10日	審査に付された	現行どおり

業に係るものを除く。)			日から60日以内	
地方公営企業に係る決算及び証書類等の書類	翌年度6月10日	現行どおり	審査に付された日から20日以内	審査に付された日から60日以内

- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部改正について

1 条例の改正理由

医師、看護師等の増員等を行い、看護体制及び診療機能の充実強化を図るため、職員の定数を改める。

2 条例の概要

- (1) 職員定数を949人(現行 851人)に改める。
- (2) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

条 例

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第23号

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成15年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）企業立地等事業 <u>企業立地事業、情報通信関連雇用事業及び事務管理部門雇用創出事業をいう。</u></p> <p>（2）企業立地事業 <u>知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する商工労働部長。以下同じ。）が鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱（以下「要綱」という。）で定める県内の地域において、次に掲げる業種のいずれかに属する事業（以下「特定事業」という。）の用に供する工場若しくは事業所（以下「工場等」という。）を設置し、又は特定事業の拡大を目的として特定事業の用に供する施設若しくは設備（既存の設備に代えて設置するものを除く。）を設置する事業（以下「新增設事業」とい</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）企業立地等事業 <u>企業立地事業及び情報通信関連雇用事業をいう。</u></p> <p>（2）企業立地事業 <u>知事が別に定める県内の地域</u>において、次に掲げる業種のいずれかに属する事業（以下「特定事業」という。）の用に供する工場若しくは事業所（以下「工場等」という。）を設置し、又は特定事業の拡大を目的として特定事業の用に供する施設若しくは設備（既存の設備に代えて設置するものを除く。）を設置する事業（以下「新增設事業」という。）であって、次に掲げる業種の区分に応じ、それぞれに定める要件に該当すること及び事業の実施に当たり環境保全に関する適切な措置が講じられる見込みであることについて知事の認定を受けたものをいう。</p>

う。)であって、次に掲げる業種の区分に応じ、それぞれに定める要件に該当すること及び事業の実施に当たり環境保全に関する適切な措置が講じられる見込みであることについて知事の認定を受けたものをいう。

ア 製造業その他地域経済の活性化に寄与するものとして知事が要綱で定める業種 新增設事業に係る投資額が1億円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が10人以上であること。

イ 略

ウ ソフトウェア業、職員教育施設・支援業(技術者の研修を主たる目的とするものに限る。以下同じ。)、デザイン・機械設計業、自然科学研究所その他産業の高度化に寄与するものとして知事が要綱で定める業種 新增設事業に係る投資額が3,000万円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者(技術者、デザイナー(デザインの考案及び図上における設計又は表現を行うことを職務とする者をいう。以下同じ。))及び科学技術に関する研究者に限る。)が5人以上であること。

(3) 情報通信関連雇用事業 県内において、次の表の左欄に掲げる業種のいずれかに属する事業(専用通信回線を利用して行うものに限る。以下「情報通信関連事業」という。)の用に供する事業所を賃借により設置し、若しくは既に設置している情報通信関連事業の用に供する事業所の床面積を賃借により増加させ、又は専用通信回線を新たに情報通信関連事業の用に供し、若しくは情報通信関連事業の用に供する専用通信回線の回線数、延長若しくは容量を増加させる事業(以下「事業所設置等事業」という。)であって、当該事業所設置等事業の実施に伴い増加する同表の中欄に掲げる者が、それぞれ同表の右欄に定める人数以上であることについて知事の認定を受けたものを実施した者が、当該事業所設置等事業の実施前の同表の中欄に掲げる者の人数にそれぞれ同表の右欄に定める人数を加えた人数以上の同表の中欄に掲げる者を雇用して当該情報通信関連事業を継続する事業をいう。

略	
ソフトウェア業、 デザイン・機械設計業、自然科学研	略

ア 製造業その他地域経済の活性化に寄与するものとして知事が別に定める業種 新增設事業に係る投資額が1億円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が10人以上であること。

イ 略

ウ ソフトウェア業、職員教育施設・支援業(技術者の研修を主たる目的とするものに限る。以下同じ。)、デザイン・機械設計業、自然科学研究所その他産業の高度化に寄与するものとして知事が別に定める業種 新增設事業に係る投資額が3,000万円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者(技術者、デザイナー(デザインの考案及び図上における設計又は表現を行うことを職務とする者をいう。以下同じ。))及び科学技術に関する研究者に限る。)が5人以上であること。

(3) 情報通信関連雇用事業 県内において、次の表の左欄に掲げる業種のいずれかに属する事業(専用通信回線を利用して行うものに限る。以下「情報通信関連事業」という。)の用に供する事業所を賃借により設置し、若しくは既に設置している情報通信関連事業の用に供する事業所の床面積を賃借により増加させ、又は専用通信回線を新たに情報通信関連事業の用に供し、若しくは情報通信関連事業の用に供する専用通信回線の回線数、延長若しくは容量を増加させる事業(以下「事業所設置等事業」という。)であって、当該事業所設置等事業の実施に伴い増加する同表の中欄に掲げる者が、それぞれ同表の右欄に定める人数以上であることについて知事の認定を受けたものを実施した者が、当該事業所設置等事業の実施前の同表の中欄に掲げる者の人数にそれぞれ同表の右欄に定める人数を加えた人数以上の同表の中欄に掲げる者を雇用して当該情報通信関連事業を継続する事業をいう。

略	
ソフトウェア業、 デザイン・機械設計業、自然科学研	略

研究所その他産業の
高度化に寄与する
ものとして知事が
要綱で定める業種

研究所その他産業の
高度化に寄与する
ものとして知事が
別に定める業種

(4) 事務管理部門雇用創出事業 県内において、
事務に係る業務で知事が要綱で定めるもの（以下
「事務管理業務」という。）を新たに行う事業
（以下「事務管理事業」という。）であって、当
該事務管理事業の実施に伴い増加する見込みであ
る常時雇用労働者（以下「対象事務管理事業従事
予定者」という。）の人数が10人以上であること
について知事の認定を受けたものを実施した者
が、当該事務管理事業の実施前の常時雇用労働者
の人数に10を加えた数以上の常時雇用労働者（以
下「対象事務管理事業従事者」という。）を雇用
して当該事務管理事業を継続する事業をいう。こ
の場合において、事務管理業務に従事するため当
該従事開始の日までに県外から住所を移転した常
時雇用労働者（以下「県内転入者」という。）の
うち、対象事務管理事業従事予定者及び対象事務
管理事業従事者とする人数は、5人を限度とす
る。

(5) 投下固定資産額 新增設事業を実施する者
（新增設事業を実施する者が法人である場合にあ
っては、当該新增設事業を実施する法人（以下こ
の号において「実施法人」という。）の会社法
（平成17年法律第86号）の規定により計算される
総株主の議決権の過半数を有する法人その他これ
に類する法人として知事が要綱で定めるもの（以
下この号において「親法人」という。）、親法人
が同法の規定により計算される総株主の議決権の
過半数を有する実施法人以外の法人その他これに
類する法人として知事が要綱で定めるものを含
む。）が新增設事業に伴う土地、家屋及び償却資
産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第
4号に規定する償却資産をいう。以下同じ。）の
取得に要する費用の額その他新增設事業に必要な
費用の額として知事が要綱で定める費用の額の合
計額（新增設事業に対し補助金その他これに類す
るものとして知事が要綱で定めるものの交付を受
け、又は受けようとする場合にあっては、当該交
付を受け、又は受けようとする額に相当する額を
除く。）をいう。

(6) 略

(7) 略

(4) 投下固定資産額 新增設事業を実施する者
（新增設事業を実施する者が法人である場合にあ
っては、当該新增設事業を実施する法人（以下こ
の号において「実施法人」という。）の会社法
（平成17年法律第86号）の規定により計算される
総株主の議決権の過半数を有する法人その他これ
に類する法人として知事が別に定めるもの（以下
この号において「親法人」という。）、親法人が
同法の規定により計算される総株主の議決権の過
半数を有する実施法人以外の法人その他これに類
する法人として知事が別に定めるものを含む。）
が新增設事業に伴う土地、家屋及び償却資産（地
方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に
規定する償却資産をいう。以下同じ。）の取得に
要する費用の額その他新增設事業に必要な費用の
額として知事が認める費用の額の合計額（新增設
事業に対し補助金その他これに類するものとして
知事が別に定めるものの交付を受け、又は受けよ
うとする場合にあっては、当該交付を受け、又は
受けようとする額に相当する額を除く。）をいう。

(5) 略

(6) 略

(8) 常時雇用労働者 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者(雇用契約において定められた1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者に限る。)のうち、県内に住所を有するものをいう。

(9) 短時間労働者 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条に規定する短時間労働者(雇用契約において定められた1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者に限る。)のうち、雇用期間が4月以上で、県内に住所を有するものをいう。

(10) 専用通信回線 電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。以下この号において同じ。)との間に同条第3号に規定する電気通信役務の提供を受ける契約(以下「電気通信役務提供契約」という。)を締結する者(以下この号において「利用者」という。)が指定する区間において電気通信事業者が設定する電気通信回線であって専ら当該利用者の用に供するもの(以下この号において「利用者専用回線」という。)及び利用者専用回線以外の電気通信回線であって事業の形態等から知事が特に必要であると認めるものをいう。

2 前項第3号及び第4号の知事の認定は、同一の者について1回に限り行うことができるものとする。

(企業立地等事業に係る知事の認定の特例)

第2条の2 平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時雇用労働者の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業に属する事業を営むもの(製造業に属する事業又は当該事業に関連して営む事業の用に供する工場等を県内の地域に設置している者に限る。)が新增設事業を実施する場合における前条第1項第2号の知事の認定に係る同号アの規定の適用については、同号ア中「10人以上」とあるのは、「5人以上」とする。

(補助金の交付等)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で次の表の左欄に掲げる補助金を、それぞれ同表の中欄に定める者に対して交付する。この場合において、当該補助金の額は、それぞれ同表の右欄

(7) 常時雇用労働者 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条に規定する短時間労働者を除く。)のうち、県内に住所を有するものをいう。

(8) 短時間労働者 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条に規定する短時間労働者のうち、雇用期間が4月以上で、県内に住所を有するものをいう。

(9) 専用通信回線 電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。以下この号において同じ。)との間に同条第3号に規定する電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者(以下この号において「利用者」という。)が指定する区間において電気通信事業者が設定する電気通信回線であって専ら当該利用者の用に供するもの(以下この号において「利用者専用回線」という。)及び利用者専用回線以外の電気通信回線であって事業の形態等から知事が特に必要であると認めるものをいう。

2 前項第3号の知事の認定は、同一の者について1回に限り行うことができるものとする。

(補助金の交付等)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で次の表の左欄に掲げる補助金を、それぞれ同表の中欄に定める者に対して交付する。この場合において、当該補助金の額は、それぞれ同表の右欄

に定める額以下とする。

1 企業立地事業補助金 (1) 企業立地事業(第2条第1項第2号アに掲げる業種に係るものであって、投下固定資産額が20億円を超え、かつ、新増設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が30人以上であるものに限る。)を実施する者

投下固定資産額のうち20億円を超える部分の額に100分の15を乗じて得た額に2億円を加えた額及び新増設事業の完了の日から1年間分の賃借料(情報通信関連雇用事業補助金若しくは事務管理部門雇用創出事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者に係る当該情報通信関連雇用事業補助金若しくは事務管理部門雇用創出事業補助金の対象となるものを除く。以下「初年度賃借料」という。)の額に100分の50を乗じて得た額の合計額(10億円を限度とする。)

(2) 企業立地事業(第2条第1項第2号アに掲げる業種に係るものであって、投資額が20億円を超え、投下固定資産額が20億円以下であり、かつ、新増設事業の実施に伴

略

に定める額以下とする。

1 企業立地事業補助金 (1) 企業立地事業(前条第1項第2号アに掲げる業種に係るものであって、投下固定資産額が20億円を超え、かつ、新増設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が30人以上であるものに限る。)を実施する者

投下固定資産額のうち20億円を超える部分の額に100分の15を乗じた額に2億円を加えて得た額及び新増設事業の完了の日から1年間分の賃借料(情報通信関連雇用事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者に係る当該情報通信関連雇用事業補助金の対象となるものを除く。以下「初年度賃借料」という。)の額の合計額(10億円を限度とする。)

(2) 企業立地事業(前条第1項第2号アに掲げる業種に係るものであって、投資額が20億円を超え、投下固定資産額が20億円以下であり、かつ、新増設事業の実施に伴

略

	い増加する常時雇用労働者が30人以上であるものに限る。)を実施する者				い増加する常時雇用労働者が30人以上であるものに限る。)を実施する者		
	(3) 企業立地事業(第2条第1項第2号ア又はイに掲げる業種に係るものに限る。)を実施する者((1)及び(2)に掲げる者を除く。)				(3) 企業立地事業(前条第1項第2号ア又はイに掲げる業種に係るものに限る。)を実施する者((1)及び(2)に掲げる者を除く。)		
	(4) 企業立地事業(ソフトウェア業、デザイン・機械設計業又は第2条第1項第2号ウの知事が要綱で定める業種に係るものに限る。)を実施する者				(4) 企業立地事業(ソフトウェア業、デザイン・機械設計業又は前条第1項第2号ウの知事が別に定める業種に係るものに限る。)を実施する者		
	略				略		
2 情報	情報通信関	情報通信関連雇用事業を实		2 情報	情報通信関	情報通信関連雇用事業を实	

<p>通信関連雇用事業補助金</p>	<p>連雇用事業を実施する者</p>	<p>施している期間（最初の情報通信関連雇用事業の開始の日から5年を経過する日までの期間内にある期間に限り、1年に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。以下この項において「事業実施期間」という。）の事業所（事業所設置等事業により事業の用に供されたもの又は事業所設置等事業により増加した床面積に係る部分に限る。）の賃借に要する費用の額に100分の50を乗じて得た額（1年間につき1,200万円を限度とする。）並びに事業実施期間の専用通信回線（事業所設置等事業により事業の用に供されたもの又は事業所設置等事業により増加した回線数、延長若しくは容量に係る部分に限る。）の使用料及び通信料の額に100分の50を乗じて得た額（1年間につき2,000万円を限度とする。）の合計額</p>	<p>通信関連雇用事業補助金</p>	<p>連雇用事業を実施する者</p>	<p>施している期間（最初の情報通信関連雇用事業の開始の日から5年を経過する日までの期間内にある期間に限り、1年に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。以下この表において「事業実施期間」という。）の事業所（事業所設置等事業により事業の用に供されたもの又は事業所設置等事業により増加した床面積に係る部分に限る。）の賃借に要する費用の額に100分の50を乗じて得た額（1年間につき1,200万円を限度とする。）並びに事業実施期間の専用通信回線（事業所設置等事業により事業の用に供されたもの又は事業所設置等事業により増加した回線数、延長若しくは容量に係る部分に限る。）の使用料及び通信料の額に100分の50を乗じて得た額（1年間につき2,000万円を限度とする。）の合計額</p>
<p>3 事務管理部門雇用創出事業補助金</p>	<p>事務管理部門雇用創出事業を実施する者</p>	<p>次のアからウまでに掲げる額の合計額 ア 事務管理部門雇用創出事業を実施している期間（最初の事務管理部門雇用創出事業の開始の日から5年を経過する日までの期間内にある期間に限り、1年に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。以下この項及び別表において「事業実施期間」という。）に雇用した新規雇用労働者（事務管理業務に引き続き6月以上従事した常時雇用労働者を</p>			

いう。以下この項及び別表において同じ。)の
人件費のうち、別表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数の合計数(当該合計数は、第2条第1項第4号の知事の認定に係る新規雇用労働者の数の合計数の範囲内で、かつ、100を限度とする。)に50万円を乗じて得た額

イ 事業実施期間の事業所
(事務管理事業に伴い当該事業の用に供されたもの又は事務管理事業に伴い増加した床面積に係る部分に限る。)の賃借に要する費用の額(情報通信関連雇用事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者に係る当該情報通信関連雇用事業補助金の対象となるものを除く。)並びに設備機器の賃借に要する費用の額その他の知事が要綱で定める費用の額に100分の50を乗じて得た額(1年間につき1,000万円を限度とする。)

ウ 事業実施期間の電気通信
役務提供契約に基づき支払をする経費の額(事務管理事業に伴い当該事業の用に供されたものに限る。専用通信回線(事務管理事業に伴い事業の用に供されたもの又は事務管理事業に伴い増加した回線数、延長若しくは容量に係る部分に限る。)の使用料及び通信料の額(情報通信関連雇用事業補助金の交付を受

		け、又は受けようとする者に係る当該情報通信関連雇用事業補助金の対象となるものを除く。)を含む。)に100分の50を乗じて得た額(1年間につき500万円を限度とする。)
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------

2及び3 略

4 企業立地事業(工場等の設置をする事業に限る。)が県内の既存の工場等の廃止に伴うものである場合における第1項の規定の適用については、同項の表1の項(1)中「投下固定資産額が」とあるのは、「投下固定資産額(廃止される工場等の用に供する土地、家屋及び償却資産の価額として知事が要綱で定めるところにより算出した額を除く。以下同じ。)」が」とする。

5 第1項の規定にかかわらず、情報通信関連雇用事業又は事務管理部門雇用創出事業のうち著しい雇用の増加を伴う事業その他事業の規模等を勘案して知事が特に認める事業に対する情報通信関連雇用事業補助金又は事務管理部門雇用創出事業補助金の額は、第1項の表の右欄に定める額に知事が別に定める額を加算した額以下とする。

(事業実施者の責務)

第4条 次の表の左欄に掲げる補助金の交付を受けた者(次条において「事業実施者」という。)は、それぞれ同表の中欄に掲げる事業を同表の右欄に定める期間継続して営むよう努めなければならない。

企業立地事業補助金	企業立地事業補助金の対象となった企業立地事業に係る特定事業	企業立地事業の完了の日から7年間
情報通信関連雇用事業補助金	情報通信関連雇用事業補助金の対象となった情報通信関連雇用事業に係る情報通信関連事業	最初の情報通信関連雇用事業の開始の日から10年間
事務管理部門雇用創出事業補助金	事務管理部門雇用創出事業補助金の対象となった事務管理部門雇用創出事業に係る事務管	最初の事務管理部門雇用創出事業の開始の日から10年間

--	--	--

2及び3 略

4 企業立地事業(工場等の設置をする事業に限る。)が県内の既存の工場等の廃止に伴うものである場合における第1項の規定の適用については、同項の表1の項(1)中「投下固定資産額が」とあるのは、「投下固定資産額(廃止される工場等の用に供する土地、家屋及び償却資産の価額として知事が別に定めるところにより算出した額を除く。以下同じ。)」が」とする。

5 第1項の規定にかかわらず、情報通信関連雇用事業のうち著しい雇用の増加を伴う事業その他事業の規模等を勘案して知事が特に認める事業に対する情報通信関連雇用事業補助金の額は、第1項の表の右欄に定める額に知事が別に定める額を加算した額以下とする。

(事業実施者の責務)

第4条 次の表の左欄に掲げる補助金の交付を受けた者は、それぞれ同表の中欄に掲げる事業を同表の右欄に定める期間継続して営むよう努めなければならない。

企業立地事業補助金	企業立地事業補助金の対象となった企業立地事業に係る特定事業	企業立地事業の完了の日から10年間
情報通信関連雇用事業補助金	情報通信関連雇用事業補助金の対象となった情報通信関連雇用事業に係る情報通信関連事業	最初の情報通信関連雇用事業の開始の日から10年間

理事業			
<p><u>第5条 事業実施者は、前条の表の中欄に掲げる事業を営む期間内（同表の右欄に定める期間内に限る。）は、知事が要綱で定めるところにより、毎年、当該事業に係る雇用状況その他知事が要綱で定める事項を報告しなければならない。</u></p> <p>（雑則）</p> <p><u>第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が要綱で定める。</u></p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（この条例の失効）</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例の失効の日以前に第2条第1項第2号の知事の認定を受けた企業立地事業、同日以前に同項第3号の知事の認定を受けた事業所設置等事業に係る情報通信関連雇用事業及び同日以前に同項第4号の知事の認定を受けた事務管理事業に係る事務管理部門雇用創出事業に係る第3条第1項の表の左欄に掲げる補助金については、同条、第4条及び第5条の規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。</p>	<p>（雑則）</p> <p><u>第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。</u></p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（この条例の失効）</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例の失効の日以前に第2条第1項第2号の知事の認定を受けた企業立地事業及び同日以前に同項第3号の知事の認定を受けた事業所設置等事業に係る情報通信関連雇用事業に係る第3条第1項の表の左欄に掲げる補助金については、同条及び第4条の規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。</p>		
<p>別表（第3条関係）</p>			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="193 1332 316 1792">初年度（事業実施期間の初年度をいう。以下同じ。）</td> <td data-bbox="316 1332 783 1792">初年度中に引き続き6月以上同時に雇用した新規雇用労働者（初年度に雇用を開始し、初年度中に引き続き雇用した期間が6月に満たない者を除く。）の数の最大数（以下「初年度新規雇用数」という。）</td> </tr> </table>	初年度（事業実施期間の初年度をいう。以下同じ。）	初年度中に引き続き6月以上同時に雇用した新規雇用労働者（初年度に雇用を開始し、初年度中に引き続き雇用した期間が6月に満たない者を除く。）の数の最大数（以下「初年度新規雇用数」という。）	
初年度（事業実施期間の初年度をいう。以下同じ。）	初年度中に引き続き6月以上同時に雇用した新規雇用労働者（初年度に雇用を開始し、初年度中に引き続き雇用した期間が6月に満たない者を除く。）の数の最大数（以下「初年度新規雇用数」という。）		
初年度の次の年度（以下「次年度」と	次年度中に引き続き6月以上同時に雇用した新規雇用労働者（初年度に雇用を開始し、初年度中に引き続き雇用した期間が6月に満たない者で、初年度と次年度とにまたがって引き続き6月以上雇用したものを含み、次年度に雇用を開始し、		

いう。)	次年度中に引き続き雇用した期間が6月に満たない者を除く。)の数の最大数から初年度新規雇用数を減じた数(その数が0を下回る場合には、0とする。以下「次年度新規雇用数」という。)
次年度の次の年度	第3年度中に引き続き6月以上同時に雇用した新規雇用労働者(次年度に雇用を開始し、次年度中に引き続き雇用した期間が6月に満たない者で、次年度と第3年度とにまたがって引き続き6月以上雇用したものを含み、第3年度に雇用を開始し、第3年度中に引き続き雇用した期間が6月に満たない者を除く。)の数の最大数から初年度新規雇用数及び次年度新規雇用数の合計数を減じた数(その数が0を下回る場合には、0とする。以下「第3年度新規雇用数」という。)
第3年度の次の年度	第4年度中に引き続き6月以上同時に雇用した新規雇用労働者(第3年度に雇用を開始し、第3年度中に引き続き雇用した期間が6月に満たない者で、第3年度と第4年度とにまたがって引き続き6月以上雇用したものを含み、第4年度に雇用を開始し、第4年度中に引き続き雇用した期間が6月に満たない者を除く。)の数の最大数から初年度新規雇用数、次年度新規雇用数及び第3年度新規雇用数の合計数を減じた数(その数が0を下回る場合には、0とする。以下「第4年度新規雇用数」という。)
第4年度の次の年度	第5年度中に引き続き6月以上同時に雇用した新規雇用労働者(第4年度に雇用を開始し、第4年度中に引き続き雇用した期間が6月に満たない者で、第4年度と第5年度とにまたがって引き続き6月以上雇用したものを含み、第5年度に雇用を開始し、第5年度中に引き続き雇用した期間が6月に満たない者を除く。)の数の最大数から初年度新規雇用数、次年度新規雇用数、第3年度新規雇用数及び第4年度新規雇用数の合計数を減じた数(その数が0を下回る場合には、0とする。)
備考 右欄に定める数の合計数の算定においては、新規雇用労働者のうち県内転入者である新規雇	

用労働者の数は、5を限度とする。	
------------------	--

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第24号

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(あっせん)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 知事は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、あっせんを行わないことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第22条第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(あっせん)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 知事は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、あっせんを行わないことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3 月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第25号

鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例（昭和59年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（入寮の許可）</u></p> <p><u>第4条の2 大学校へ入校（養成課程に係るものに限る。）を許可された者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けて、学生寮へ入寮することができる。</u></p> <p><u>（入寮の許可の取消し等）</u></p> <p><u>第10条の2 知事は、寮生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入寮の許可を取り消すことができる。</u></p> <p><u>（1） 学生寮の施設設備を故意にき損したとき。</u></p> <p><u>（2） 他の寮生に迷惑を及ぼし、又は学生寮の秩序を乱したとき。</u></p> <p><u>2 入寮の許可は、寮生が退学し、又は第8条の規定による退学の処分を受けたときは、その効力を失うものとする。</u></p>	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に学生寮に入寮している者（養成課程又は研究課程に在籍している者に限る。）については、この条例の施行の日に改正後の鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例第4条の2の規定による許可を受けたものとみなして第10条の2の規定を適用する。この場合における当該許可の有効期間その他の事項については、知事が別に定める。

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第26号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和32年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前				
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 <u>平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に限り、第2条第1項第1号の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる警察官について、同号に定める定員に同表の右欄に定める員数を加えて置くことができる。</u></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>警部補・巡査部長</td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> <tr> <td>巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。）</td> <td style="text-align: center;">2人</td> </tr> </table> <p>5 <u>当分の間、第2条第1項及び前項の規定にかかわらず、第2条第1項第2号に掲げる一般職員の定員のうち13人以内の人員を、これらの規定に定める警察官の定員に振り替えることができる。この場合において、振替後の第2条第1項第1号アからエまでに掲げる警察官の階級別定員は、それぞれ振替後の警察官の定員に基づき警察法施行令（昭和29年政令第151号）第7条に規定する階級別定員の基準により算出した人員とする。</u></p>	警部補・巡査部長	1人	巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。）	2人	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 <u>当分の間、第2条第1項及び雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例（平成14年鳥取県条例第4号）第17条の規定にかかわらず、これらの規定に定める一般職員の定員のうち13人以内の人員を、これらの規定に定める警察官の定員に振り替えることができる。この場合において、振替後の第2条第1項第1号アからエまでに掲げる警察官の階級別定員は、それぞれ振替後の警察官の定員に基づき警察法施行令（昭和29年政令第151号）第7条に規定する階級別定員の基準により算出した人員とする。</u></p>
警部補・巡査部長	1人				
巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。）	2人				

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

鳥取県監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第27号

鳥取県監査委員条例の一部を改正する条例

鳥取県監査委員条例（昭和23年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（趣旨）</u> 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に基づき、<u>監査委員（以下「委員」という。）</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 <u>監査委員（以下「委員」という。）</u>に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に基づき、<u>同法及びこれに基づく政令に規定するものを除くほか、この条例の定めるところによる。</u></p>
<p><u>（委員の定数）</u> 第2条 略</p>	<p>第2条 略</p>
<p><u>（委員の選任）</u> 第3条 略</p>	<p>第3条 略</p>
<p><u>（定期監査の時期）</u> 第4条 略</p>	<p>第4条 略</p>
<p><u>（現金出納検査の期日）</u> 第5条 略</p>	<p>第5条 略</p>
<p><u>（監査の実施通知）</u> 第6条 略</p>	<p>第6条 略</p>
<p><u>（監査の実施人数）</u> 第7条 略</p>	<p>第7条 略</p>
<p><u>（監査の方法）</u> 第8条 略</p>	<p>第8条 略</p>

(決算及び書類等の提出期限)

第9条 知事は、次の表の左欄に掲げる決算及び書類等を、それぞれ同表の右欄に定める期日までに委員に提出し、その審査に付さなければならない。

法第233条第2項の規定による決算及び証書類等の書類	翌年度9月10日
法第241条第5項の規定による基金の運用状況を示す書類	
地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第2項の規定による決算及び証書類等の書類	翌年度6月10日
地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定による健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに同法第22条第1項の規定による資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類	翌年度9月10日

(審査の期間)

第10条 委員は、前条の表の左欄に掲げる決算及び書類等が審査に付されたときは、当該審査に付された日から60日以内にその意見を付けて知事に送付しなければならない。

(公表等の方法)

第11条 略

(請願の処理)

第12条 略

(委任)

第13条 略

第9条 法第233条第2項の規定による決算及び書類は、翌年度9月30日までに、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第2項の規定による決算及び書類は、翌年度6月10日までに、それぞれ委員に提出し、その審査に付さなければならない。

第10条 法第233条第2項の規定による決算及び書類の審査は、審査に付された日から60日以内に、地方公営企業法第30条第2項の規定による決算及び書類の審査は、審査に付された日から20日以内に、その意見を付けて知事に送付しなければならない。

第11条 略

第12条 略

第13条 略

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3 月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第28号

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県病院局企業職員定数条例（平成18年鳥取県条例第13号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(定数) 第2条 職員の定数は、 <u>949人</u> とする。 2 略	(定数) 第2条 職員の定数は、 <u>851人</u> とする。 2 略

附 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。